

# 高知憲法速報

No.223 2010. 4. 4

発行:高知憲法会議事務局 088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

## 国公法弾圧堀越事件・逆転無罪 3月29日

2003年11月、休日に自宅近くで「赤旗」号外などのビラを配り、国家公務員法違反に問われ、1審で罰金10万円、執行猶予2年とされた元社会保険庁職員、堀越昭男さんの控訴審判決が3月29日、東京高裁で行われ、中山隆夫裁判長は「このような被告の行為を刑事罰に処することは、表現の自由を保障した憲法に違反する」として、逆転無罪を言い渡しました。また「わが国の国家公務員への政治的行為の禁止は、諸外国と比べて広範囲なもの。世界標準という視点からも、刑事罰の対象とすることの当否、その範囲を含めて再検討されるべき時代が到来している」と異例の付言をしました。警視庁公安部はのべ171人も警官を動員して1カ月にわたって堀越さんを尾行、監視し、ビデオで撮影するなど、堀越さんのプライバシーを著しく侵害しましたが、これらについての言及はありませんでした。

## 憲法会議全国総会への国民救援会の報告より

3月13日憲法会議全国総会での日本国民救援会・望月憲郎さんの報告要旨から一部抜粋します。

### 1. 政権交代の中でも変わらぬ国民監視・治安体制強化

自公政権下で押しすすめられてきた国民監視・治安強化政策は、新年度警察予算が引き続き前年度を上回る額が計上されるなど、変更されることなく継続されようとしている。その特徴は①言論・表現活動に対する弾圧・干渉、②共謀罪など法律や条例により権利の抑圧、警察権限の拡大、③「安全・安心なまちづくり」を口実とした警察ネットワークづくり、④国民保護法にもとづく地域防衛体制づくり、⑤自衛隊情報保全隊による国民の監視活動などである。警察は住民を相互に監視させ、治安体制のいっそうの強化を図ろうとしている。「平成21年度版警察白書」では、「特集・日常生活を脅かす犯罪への取組み」が掲げられ、「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」として、各都道府県警察において地域の犯罪発生実態に応じた総合計画を立てて推進を図っている。東京などでは「犯罪予防」を口

実に警察官職務執行法を逸脱した「職務質問」等による人権侵害の相談も増えている。

### 2. 自由な選挙の実現と参議院選挙で主権者国民の意思に沿った政治転換をはかるために

言論・表現活動の権利保障と自由な選挙を実現することが日本の将来にとってますます重要だ。

### 3. 司法制度改革と裁判員裁判について(略)

### 4. 言論弾圧事件の裁判を勝利させるために

①葛飾ビラ配布弾圧事件 最高裁はマンション管理組合の「管理権」や「私生活の平穩」なるものをもって、最も重要な権利である「表現の自由」を圧殺した。多くのマスメディアが厳しい批判をし、日本ペンクラブも「商業的ビラが思想や信条を記したその何百、何千倍も配られている現実に目をつむり、たった一枚のビラ配布が本当に住人の生活の平穩を脅かす行為であったかどうかを丹念に検討することもなく形式的に有罪を下した」ことに強く抗議する声明を出した。

②国公法弾圧堀越事件 東京高裁では、8人の学者証言と職場実態についての労組幹部の証言を通じて、公務員の政治活動を不当に規制する国家公務員法は違憲であること、憲法で保障された言論表現の自由を規制する具体的な理由がないこと、外国では職務と関係ないところでの政治活動は自由であること、そして盗撮ビデオテープを開示させるなど警備公安警察の違法な捜査を明らかにしてきた。

③世田谷国公法弾圧事件 東京高裁の控訴審では裁判長が、弁護側が申請した証人調べと被告人質問のすべてを却下、弁護側は繰り返し証人採用を要求し、支援組織も抗議を集中して徹底審理を求めている。3月19日最終弁論を予定。

### 国民救援会「言論表現活動の権利・ミニ知識」より

①ビラを配り、マイクで訴え人々に知らせる活動は、言論表現活動の自由として憲法で保障された市民誰にでもできる意見表明の手段。②街頭宣伝行動に警察が干渉・妨害してくる事例が増えている。東京有楽町ビラまき事件(1966年東京高裁)、千葉東金国賠事件(1991年千葉地裁)の勝利判決は、「ビラまきは一般交通に著しい影響を及ぼす行為ではないので警察署長の許可を要する行為に該当しない」と明確に述べている。 手引にはこの他、マンションビラ配布、宣伝活動への妨害・干渉対処法も記載。